

1 2 平成 28 年度えいけんプラン

えいけんプラン



衛生研究所（吉見町）

平成 28 年 4 月

目 次

1	衛生研究所の業務の基本方針	1
2	平成28年度えいけんプラン策定の趣旨	2
3	平成28年度事業実施計画	3
I	重点事業	3
1	感染症検査体制の強化	3
2	食の安全・安心確保	5
3	将来に向けた技術の維持・向上 のための取組み	6
II	項目別事業実施計画	7
1	調査・研究	7
2	試験・検査	9
3	試験・検査の信頼性を確保するために	13
4	研修・指導	16
5	公衆衛生情報等の収集・解析・提供	18
6	職員の資質向上	21
7	健康危機に対応する体制の構築	23
8	産学官連携及び県民に開かれた研究所	24

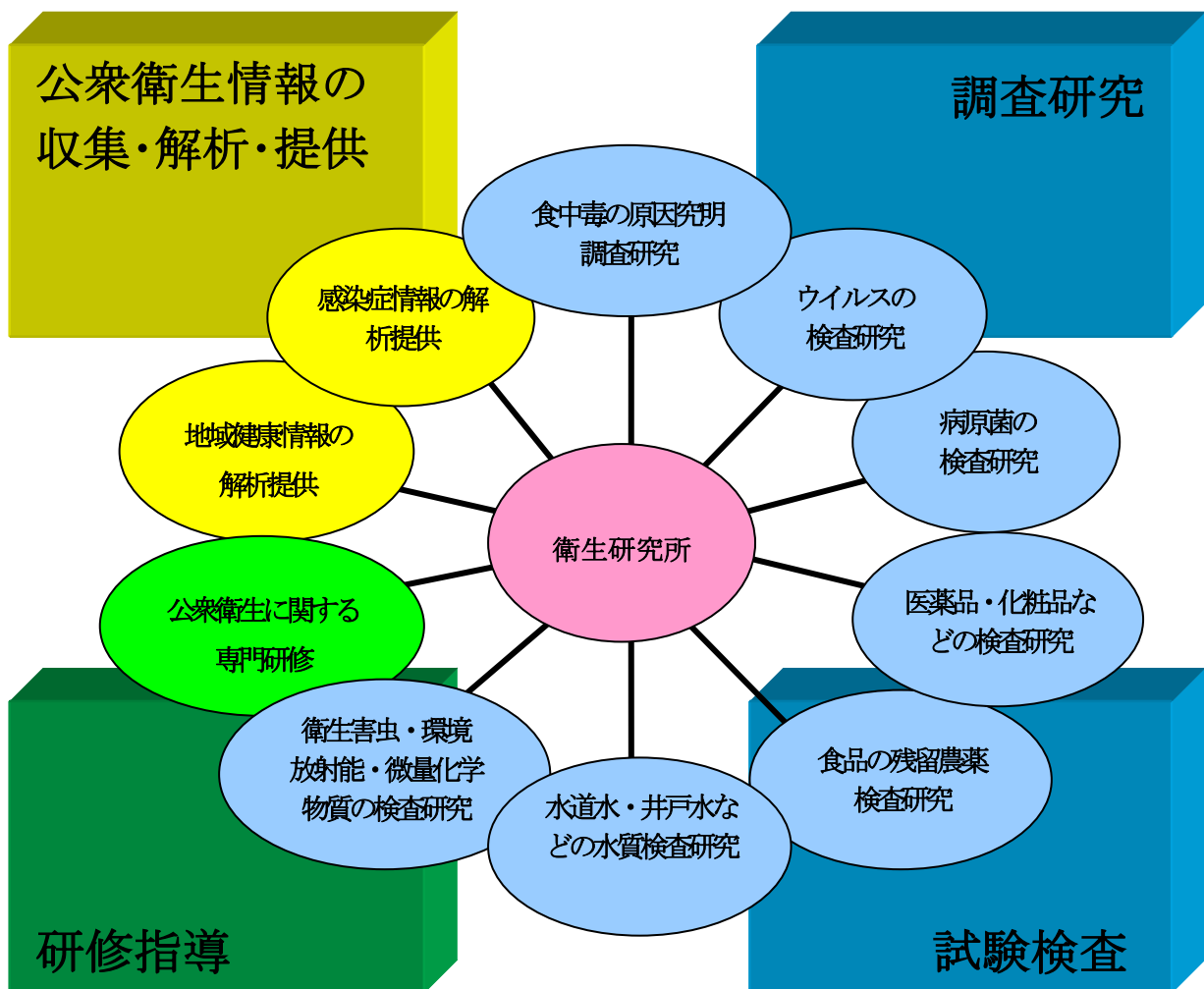
1 衛生研究所の業務の基本方針

衛生研究所は、埼玉県における衛生行政の科学的、技術的中核機関として、県民の疾病予防、健康の保持増進、公衆衛生向上のために、調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生の情報等の収集・解析・提供等を行っていきます。

○衛生研究所の設置根拠

地方衛生研究所設置要綱（平成9年3月14日厚生事務次官通知）

〔衛生研究所の業務〕



2 平成 28 年度えいけんプラン策定の趣旨

平成 27 年は、前年に国内発生した西アフリカにおけるエボラ出血熱の流行が続き、中東呼吸器症候群（MERS）が韓国で集団発生しました。

また、平成 28 年 1 月以降ブラジルを中心としていたジカ熱の流行は、その流行地域を拡大しており、WHO による警戒宣言も出されました。

このように国内外を問わず新たに発生する様々な感染症を迅速かつ正確に診断するための緊急検査体制を構築すべく、衛生研究所の日常の研鑽研究による機能強化がますます必要となっています。

平成 28 年 4 月からは、改正された感染症法が全面的に施行され、感染症発生動向調査病原体検査の実施体制が大きく変わります。

一方、食の安全面では、環太平洋経済連携協定（TPP）の締結など食品流通の環境が大きく変わろうとしており、輸入食品の流通増加が見込まれるなど、今後さらなる輸入食品の検査体制の充実・強化が必要です。

食品の検査技術は日々進歩しており、従来 of 検査手法にとどまらず、新たな検査手法の導入についても積極的に進め、将来にわたって高度な検査技術を維持していけるよう検査や研究、職員の育成を進めていく必要があります。

こうした時代の要請を踏まえ必要な体制を確保し、計画的に業務を運営できるよう、平成 28 年度の事業実施計画「えいけんプラン」を策定しました。

3 平成 28 年度事業実施計画

I 重点事業

1 感染症検査体制の強化

県民に重大な影響を及ぼす感染症に対応するため、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）など重大な感染症検査機能を常時維持するとともに、感染症法改正を契機として病原体検査体制を検査手法及び検査の信頼性確保の両面から強化します。

また、様々な機会を通じ、収集した情報を迅速かつ分かりやすく県民に提供します。

<重点事業の概要>

(1) 迅速かつ正確な緊急検査体制の維持・強化

SARS、MERS 等、緊急検査体制を維持・強化し、保健所と連携して感染症の早期発見につとめます。また、鳥インフルエンザ（H5、H7）については、改良された検査法を導入し、検査の迅速化を図ります。さらに、平成 28 年 2 月に四類感染症に加えられた「ジカウイルス感染症」発生に対応するため、ジカウイルス検査体制を確立します。また、新型インフルエンザ発生やエボラ出血熱等の国内侵入に備えて、所内緊急検査支援体制及び感染症研究所との平常時からの交流を図ります。0157に代表される腸管出血性大腸菌感染症については、菌情報と疫学情報をデータベース化して常に広域散発性食中毒も念頭におき、原因究明にあたります。新たな検査方法の導入も含めて全国一の埼玉県方式を強化していきます。

(2) 病原体検査体制の強化

季節性インフルエンザ、結核、レジオネラ等、種々の感染症に関する情報の収集体制を強化します。

① 検体数増加への対応

知事は、感染症のまん延防止のために、感染症法に定める全ての感染症の患者等や医療機関等に対し、検体の採取や提出を要請できることになりました。この要請により入手した検体については、知事の責任において検査を実施しなければなりません。

また、感染症法改正に伴い、季節性インフルエンザの検査数が定められ、

埼玉県ではこれまでの検体数の約3倍となります。

衛生研究所では、この検体数増加に対応し、検査法の見直しや検査機器の整備等により、より効果的、効率的な検査を確実に実施していきます。

②検査結果の集計・分析・情報提供機能の強化

病原体検査数の増加に伴い、活用できる病原体情報も増加します。埼玉県基幹感染症情報センターとして県庁及び保健所等の県内関係機関との連携を強化し、患者及び病原体の情報の解析機能を高め、県民に積極的に情報を提供します。

また、感染症は容易に行政の枠を超えて広がるために、他自治体との連携も重要で、患者及び病原体情報を国立感染症研究所や他の衛生研究所と迅速に情報交換できるような関係を維持・強化します。

③遺伝子検査結果のより有効な活用

詳細な遺伝子解析技術を駆使し、得られたデータの活用を行います。

- ・結核菌の遺伝子解析を積極的に実施し、感染経路の究明に役立てていきます。
- ・薬剤耐性菌患者発生及び菌の遺伝子検査を行い、地域状況を把握していきます。
- ・重症化しやすいレジオネラ症についても積極的に患者の菌を遺伝子分析することにより、感染原因の究明・再発防止に役立てます。

(3) 感染症検査の精度管理体制の確保

感染症法が改正され、病原体等検査の信頼性を確保するための実施体制等について規定されました。衛生研究所で実施する検査については、業務管理を積極的に推進し、検査の信頼性を確保します。

2 食の安全・安心確保

TPP 交渉が参加国の大筋合意となり、輸入食品の流通量増加が想定されます。このため、今年度の埼玉県食品衛生監視指導計画において、輸入食品は重点監視項目として位置付けられました。

そこで、県内に流通する輸入食品などの検査を充実・強化し、食の安全・安心確保を図ります。

また、食中毒の原因究明検査について、従来の検査法に加え、新たな検査手法も導入し、より正確かつ迅速に対応できるよう準備を進めます。

<重点事業の概要>

(1) 輸入食品の食品添加物の検査強化

過去に検疫所や他の自治体で違反事例が確認された t-ブチルヒドロキノン (TBHQ) やサイクラミン酸など、輸入食品の指定外添加物に関する検査を強化します。

(2) 残留農薬検査における追加する検査項目の検討

平成 26 年度から本県独自の取り組みとして、県内産農産物の残留農薬スクリーニング検査を実施していますが、食品衛生法で定める残留基準値を超える農薬が検出されており、引き続き検査を実施します。

また、検査項目の充実を図るため、汎用性が高く、違反率の高いピレスロイド系農薬を新たに検査項目に追加するよう検討します。

(3) 遺伝子検査（リアルタイム PCR）による食中毒菌迅速スクリーニング法の導入準備

より迅速な行政対応を図るため、早い段階で検査項目の絞り込みが可能となるよう、従来の培養法に加え、現在、食中毒迅速スクリーニング検査法を試行しています。

食中毒迅速スクリーニング検査法の導入を目指し、検査結果の取扱いなど食品安全課及び保健所と協議・検討していきます。

3 将来に向けた技術の維持・向上のための取組み

衛生研究所が、高度な検査技術や、高い技術レベルを維持するための体制づくりに取り組みます。若手・中堅職員は技術の習得や研究課題を選定するための、研修計画を策定します。これに基づき外部研修受講やOJTを実施し、その成果を公表する機会をつくります。

<重点事業の概要>

(1) 若手・中堅職員の研修計画の策定

衛生研究所に異動してきた職員を中心に若手・中堅職員が、グループリーダー等と協議の上、担当業務に関する技術を習得するための研修計画を策定します。研修終了後には、業務の中から研究テーマを選び実施に向けた計画を策定します。

(2) 研修成果を確認するための仕組みづくり

担当業務に関する報告会や抄読会等を開催して、若手・中堅職員が論理的思考、データのまとめ方、プレゼンテーションスキル等を向上させる機会を設けます。また、内部評価委員会及び外部評価委員会を活用した指導・育成を積極的に行います。

(3) 成果に応じた研究発表機会の促進

業務に関する成果を健康福祉研究発表会等で積極的に報告する機会を設けます。また、関連する研究会や学会等において公表すべき成果には、優先的に発表の機会が得られるようにします。

(4) 中堅職員による衛研将来構想の検討等

将来、衛生研究所の中心的役割を担うことが期待される主査級職員を中心にミーティングを行います。そのなかで衛生研究所の将来あるべき姿や検査・研究のあり方などについて率直に意見交換を行い、衛生研究所のために役立てます。

II 項目別事業実施計画

衛生研究所の業務を8つの項目に分け、具体的な事業計画を定めました。

1 調査・研究

県民の健康保持・増進、公衆衛生の向上に寄与し、行政上必要な試験検査業務を適切に行うため、各種の調査研究を行っています。

なお、調査研究の実施に当たっては、内部評価委員会、外部評価委員会により、「目標設定の適否」、「緊急性・必要性」、「研究手法」、「独創性・新規性」の観点から多角的な評価を行い、研究課題を選定しています。

平成28年度に実施を予定している研究課題は次のとおりです。

(1) 衛生研究所調査研究事業（県単独予算）

- ① 鮮魚での *Kudoa* 属寄生状況調査及び鮮魚・ヒト糞便検体からの *Kudoa hexapunctata* 遺伝子検出法の検討
- ② 病原エルシニア検出法の検討および市販豚肉の汚染実態調査
- ③ リアルタイムPCR法による食中毒菌の一斉迅速検出に関する検討（その3）
- ④ ウイルス遺伝子の定量測定における精度管理に関する研究

(2) 厚生労働省の補助金を活用した調査・研究（厚生労働科学研究費）

- ① 食品用器具・容器包装等に含有される化学物質の分析法に関する研究
- ② 国内で流行するHIVとその薬剤耐性株の動向把握に関する研究
- ③ ダイオキシン類等の有害化学物質による食品汚染実態の把握に関する研究
- ④ 食品由来薬剤耐性菌の発生動向及び衛生対策に関する研究
- ⑤ 下痢症ウイルスの分子疫学と感染制御に関する研究
- ⑥ 広域・複雑化する食中毒に対応する調査手法の開発に関する調査研究
- ⑦ ダニ媒介性細菌感染症の予防・診断・治療のための総合的研究
- ⑧ 食品由来感染症の病原体情報の解析および共有化システムの構築に関する研究
- ⑨ 動物由来感染症の対応に関する研究
- ⑩ 新興・再興感染症の発生に備えた感染症サーベイランスの強化とリスクアセスメント
- ⑪ 室内濃度指針値見直しスキーム・暴露情報の収集に資する室内空気中化学物質測定法の開発
- ⑫ 食品での新たな病原大腸菌のリスク管理に関する研究
- ⑬ 迅速・網羅的病原体ゲノム解析法の開発及び感染症危機管理体制の構築に資する研究

(3) 委託を受けて行う調査・研究

- ①食品の食中毒菌汚染実態調査
- ②環境放射能水準調査
- ③食品残留農薬等一日摂取量実態調査
- ④食品に残留する農薬等の成分である物質の試験法開発に関する研究
- ⑤後発医薬品品質情報提供推進事業

(4) その他（共同研究として実施する調査・研究）

- ①生態園をモデルとした放射性物質の分布及び移行に関する研究

【研究評価】

(1) 内部評価委員会による研究評価

内部評価委員会は、所長、副所長、室長で構成し、すべての研究について事前評価、中間評価、事後評価を行います。

(2) 外部評価委員会による研究評価

外部評価委員会は、外部の学識経験者等で構成し、県単独の予算で実施する研究課題で、他の機関が審査し採択するもの以外の研究課題について事前評価、事後評価を行います。

【倫理審査及び利益相反管理委員会】

(1) 倫理審査委員会

埼玉県衛生研究所倫理審査要綱に基づき、平成 29 年度に行う研究について、内部委員及び外部委員（3 名）による委員会で、倫理的観点から審査を行います。

(2) 利益相反管理委員会

埼玉県衛生研究所利益相反管理要綱に基づき、産学官連携活動及び公的研究活動等に伴って生じる利益相反について、透明性を確保し、適正に管理することを目的に、平成 29 年度に行う研究について、内部委員及び外部委員（3 名）による委員会で、審議を行います。

2 試験・検査

衛生研究所は、県民の健康上の安全を確保するために様々な検査を行っており、保健所と連携した行政検査を実施するなど、民間の検査機関にはない重要な役割を担っています。

法令に基づいて実施する検査や、健康被害が発生した際の原因究明を目的とした検査など、行政が必要と判断して実施する検査が中心です。

また、県内の衛生研究所を有さない保健所設置市からの依頼に応じた検査も行っています。

単なる検査結果の提供だけでなく、必要に応じて事前の相談から結果の分析等を含めた情報還元を行っています。

【検査結果をもとに情報提供している例】

- ★感染症発生動向調査の病原体検出情報は、国へ報告し保健所等関係機関へ還元するほか、随時感染症情報センターホームページで提供しています。
- ★食品検査により有害な化学物質が検出された場合、その食品を摂取することによるリスクの程度を含めて検査結果を保健所等に連絡しています。
- ★食品理化学検査に関する情報は、全国から国立の研究機関に集められます。食品の流通はボーダーレスであるため、全国的に情報を収集する必要があります。衛生研究所でも 情報提供を行っており、こうした全国の情報が食品衛生行政に活用されています。
- ★水道水質管理計画に基づく水質検査に関する情報は本庁生活衛生課に提供します。提供した情報は、埼玉県ホームページで公開されており、県内水道事業者の水質管理に役立てられています。
- ★危険ドラッグの検査で、指定薬物やその類似成分等が発見された場合には、薬務課を通して厚生労働省に情報提供を行っており、新たに指定薬物の指定を行う際の参考になっています。

【法令等に基づく試験・検査】

(1) HIV 検査 ・ 性感染症検査 ・ 肝炎検査

「埼玉県エイズ及びその他の性感染症対策要綱」に基づき、検査を実施します。

①HIV 検査

エイズのまん延防止を図るため、保健所で採血した検体の検査を実施します。

また、保健所が行う HIV 即日検査の円滑な実施を図るため、業務支援を行います。

②性感染症検査及び肝炎検査

保健所で検査依頼を受付けた性感染症及び肝炎の検査を行います。

例：梅毒、クラミジア、B型・C型肝炎等

(2) 感染症発生時の検査

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」に基づいて感染症発生時に検査を行います。

- * 二類感染症の例 結核、ジフテリア、SARS、MERS
- * 三類感染症の例 コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症
- * 四類感染症の例 ジカウイルス感染症、デング熱、レジオネラ症、つつが虫病

(3) 感染症の病原体検査

感染症法に基づき、感染症の発生状況や病原体情報を早期かつ的確に把握して流行を予測し、適切な予防措置を講じるために、病原体検査を行います。特に季節性インフルエンザについて重点的に実施します。

例：インフルエンザ、RSウイルス感染症、手足口病、カルバペネム耐性腸内細菌感染症、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症等

(4) 感染症流行予測調査のための検査

感染症の流行予測のため、県内在住者における風しん抗体検査を実施します。

(5) 結核患者発生時の検査

結核患者が発生した際に、結核のまん延を防止するため、家族及び同僚などの患者との接触者を対象に IGRA 検査（血液検査）を実施します。

また、患者間の関連性をみる遺伝子検査（VNTR 検査）を実施します。

(6) 食品の検査

県内で生産・製造・加工又は販売される不良な食品等を排除するため、食品製造施設等から食品衛生監視員が収去（抜き取り）したものについて、法律等で定める規格基準等の適合検査を実施します。

さらに、県民等から寄せられた苦情に関する食品等の原因究明のための検査を実施しています。

また、放射線照射食品検査体制を整備し対応を行います。

検査項目：微生物、残留農薬・残留動物用医薬品・食品添加物、重金属、放射能等

(7) 食中毒発生時の検査

食中毒の迅速な原因究明を行うため、食中毒事件発生時に便・食品・調理施設内のまな板などのふき取り検体について、遺伝子検査技術などを活用して、細菌・ウイルス・寄生虫（クドア）の検査を実施し、食中毒の迅速な原因究明を行います。

また、化学物質による食中毒（ソラニン等の植物毒やヒスタミン、フグ毒等の魚介毒など）は、移転に伴い導入した高感度な分析機器を活用して、迅速に原因究明を行います。

(8) 腸管出血性大腸菌 0157 等による食中毒の原因究明のための検査

腸管出血性大腸菌 0157 等による食中毒発生時には、その被害の甚大性から、特に、原因食品の特定や二次汚染防止のため、保存食品、残品、飲食を提供した施設等について、詳細な調査や検査を実施します。

(9) 水道原水・上水道等の検査

県民に供給する飲料水の安全確保を図ることを目的に、水道原水（浄化前の水）の有害化学物質等の検査を実施します。

また、荒川及び利根川水系の原虫類や河川水中の医薬品成分を調べる検査を実施します。

検査項目：農薬、非イオン界面活性剤、クリプトスポリジウム、医薬品成分等

(10) 水質監視のための検査

毎日飲む飲料水の安全性を確保するため、表流水、伏流水、井戸水等について、水質管理目標設定項目のうち 11 項目及び農薬 41 項目の検査を実施します。

(11) 衛生動物検査

食品衛生法上の苦情や異物混入などの検査、衛生害虫の検査を実施します。

また、感染症を媒介する蚊のモニタリング調査を実施します。

(12) 放射能検査

原発事故により発生した放射性物質による環境及び食品への影響を把握し、適切な措置及び適切な情報を提供するため、空間放射線量率等、環境中の放射能（線）のモニタリング測定や県内流通食品等の放射能検査を実施します。

(13) 医薬品等の品質の試験検査

医薬品等の有効性及び安全性を確保するために、薬事監視員が医薬品製造業者等からの収去を行った製品について、衛生研究所で品質に関する試験検査を行います。

(14) 医薬品等の規格及び試験方法の審査

厚生労働大臣から知事に委任された医薬品及び医薬部外品の製造販売承認申請書の規格及び試験方法の審査を行います。

(15) いわゆる健康食品や危険ドラッグの検査

県民の健康に危害を及ぼす恐れのある成分の有無について、いわゆる健康食品や危険ドラッグ※の検査を行います。

※危険ドラッグ

危険ドラッグは、インターネット等で入手できるため、健康被害を招く恐れのある新しい化学物質が出回っているのが現状です。危険ドラッグの作用は不明な点が多く、覚醒剤より危険とも言われています。

そのため、衛生研究所には迅速な検査が求められており、高度な検査機器を導入し検査を行っています。また、必要に応じて衛生研究所で独自に分析法を開発しています。さらにより高度分析機器を用いた質の高い検査に努めます。

【県民等からの依頼に基づく試験・検査】

県民等からの依頼に基づいて実施する下記の検査については、埼玉県衛生試験等手数料条例に基づいて、手数料を徴収して実施しています。

(1) 井戸水等に関する検査

県民等から井戸水の検査依頼を保健所で受付けたものについて、検査を実施します。

検査項目：細菌検査(2項目)・・・一般細菌、大腸菌

理化学検査(11項目)・・・全有機炭素、塩化物イオン、色度、濁度、pH値等

(2) 水道事業者からの水質検査依頼

水道事業者等からの依頼に応じて、水質検査を実施します。

検査項目：水質管理目標設定項目11項目、農薬類41項目

(3) 寄生虫・原虫の検査

県民等から依頼される寄生虫、赤痢アメーバ、マラリア原虫等の同定検査を実施します。

(4) 川越市保健所及び越谷市保健所からの依頼に基づく検査

川越市保健所及び越谷市保健所管内で発生した事例について、各市の状況に応じて、依頼検査を実施します。

(5) 放射能の検査

県民等からの依頼により、食品等の放射能の検査を実施します。

検査項目：セシウム134、セシウム137

3 試験・検査の信頼性を確保するために

衛生研究所に求められる試験・検査の信頼性を確保するため、検査体制を充実し精度管理の徹底に積極的に取り組みます。

(1) 法令に基づき実施している精度管理

食品衛生法及び感染症法に基づき、精度管理を実施します。

①内部精度管理

検査が適切に実施されたことの確認と個人の技能評価を実施します。

担当名	検査項目	目的	実施回数
ウイルス担当	培養細胞のマイコプラズマ汚染	検査精度の確保 評価	年1回
臨床微生物担当	感染症発生動向調査病原体検査	検査精度の確保 評価	検査業務 実施毎
食品微生物担当	細菌数 黄色ブドウ球菌	個人の技能評価	年2回
	細菌数、E. coli、大腸菌群、 黄色ブドウ球菌、腸炎ビブリ オ最確数等	検査精度の確保 評価	検査業務 実施毎
生体影響担当	セシウム 137	個人の技能評価	年2回
水・食品担当	食品添加物	個人の技能評価	年1回
	残留農薬	個人の技能評価	年1回
	食品添加物、残留農薬、 残留動物用医薬品、重金属	検査精度の確保 評価	検査業務 実施毎

②外部精度管理調査への参加

外部機関が行う精度管理に積極的に参加します。

担当名	検査項目	外部精度管理調査業務実施機関
臨床微生物担当 ウイルス担当	感染症発生動向調査	厚生労働科学研究事業
食品微生物担当	細菌数、黄色ブドウ球菌、 サルモネラ属菌、大腸菌群	(財) 食品薬品安全センター 秦野研究所
生体影響担当	放射性核種 12 種類	(公財) 日本分析センター
水・食品担当	食品添加物、残留農薬、 動物用医薬品、重金属	(財) 食品薬品安全センター 秦野研究所

③内部監査

埼玉県衛生研究所における病原体検査の業務管理要領（感染症法）に基づいて、検体の取扱い、検査記録、試薬の管理、精度管理の実施状況等について、点検を実施します。

④精度管理についての研修

厚生労働省が実施する食品衛生検査施設信頼性確保部門責任者等研修会に参加し、参加者が復命を行います。

(2) 衛生研究所が実施している精度管理

試験・検査の精度を確保し、技術を向上させるために、自主的に実施します。

①内部精度管理

検査が適切に実施されていることを確認します。

担当名	検査項目	目的	実施回数
食品微生物担当	食中毒細菌	個人の技能評価	年1回
生体影響担当	放射性核種9種類	検査精度の確保 評価	年1回
薬品担当	医薬品成分	個人の技能評価	年1回
水・食品担当	有機物（全有機炭素の量） 濁度及び色度 塩化物イオン 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	検査精度の確保 評価	検査業務 実施毎

②外部精度管理

外部機関の精度管理調査に積極的に参加します。

担当名	検査項目	外部精度管理調査業務実施機関
臨床微生物担当	IGRA 検査 (QFT 検査、Tスポット検査)	試薬メーカー (キアゲン、オックスフォードイムノテック)
臨床微生物担当 ウイルス担当	臨床検査精度管理調査	埼玉県医師会
生体影響担当	放射性核種 12 種類	(公財) 日本分析センター
薬品担当	医薬品	厚生労働省
水・食品担当	色度 アルミニウム	埼玉県水道水質管理計画連絡調整委員会
	亜硝酸態窒素 かび臭 (2 - MIB 及びジェオスミン)	厚生労働省
	残留農薬	(独) 産業技術総合研究所

③所内点検

埼玉県衛生研究所検査業務管理規程に基づいて、検体の取扱い、検査記録、試薬の管理、精度管理の実施状況等について、点検を実施します。

4 研修・指導

衛生研究所は、高度の専門性を有する県の機関として、衛生行政の第一線機関である保健所職員等を対象に積極的に研修を行います。

また、研修の場を活用して、衛生研究所の業務説明や意見交換を行います。

(1) 主催研修（共催含む）

- ①感染症に関する研修 10回開催予定
- ②衛生研究所セミナー 4回開催予定
- ③精度管理に関する研修 3回開催予定
- ④その他の研修

(2) 本庁各課が行う分野別専門研修への協力

(3) 講師派遣研修

県内外の公衆衛生に関する各機関・団体等に知識・技術を提供するための研修会に当所職員を講師として派遣します。

- ①県の機関（本庁・地域機関）
- ②学会・研究会等の講演・シンポジストとしての招聘
- ③その他外部機関

(4) 研修生の受入

外部機関から積極的に研修生を受け入れます。

研修対象者	期 間
医師	随時
山西省医療衛生技術研修生	9月中旬から12月初旬までの2か月程度
川口市実務研修生 3名	4月から平成29年12月末

(5) 専門機関からの視察の受入

専門機関からの視察を随時受け入れます。

(6) 各種行政機関等の委員会への参画

行政機関等に設置されている各種の委員会に、専門家としての立場で職員が参画します。

委員会の名称	依頼元・委嘱機関等
残留農薬等分析法検討会	厚生労働省医薬食品局 食品安全部基準審査課長
薬事・食品衛生審議会 残留農薬・動物用医薬品部会	厚生労働大臣
食品用器具・容器包装 おもちゃ等の試験に係る検討会委員	厚生労働省医薬食品局 食品安全部基準審査課長
試験法委員会食品成分試験法委員	日本薬学会環境・衛生部会
ジェネリック医薬品品質情報検討会 ワーキンググループ	国立医薬品食品衛生研究所長
埼玉県土壌・地下水汚染専門委員会	埼玉県知事
埼玉県臨床検査精度管理専門委員会	埼玉県知事
健康危機管理情報支援事業運営委員会	国立保健医療科学院長

5 公衆衛生情報等の収集・解析・提供

県内の感染症患者の発生や病原体検出の情報等を、県内医療機関、保健所等に対して提供していきます。

また、保健所と連携し、地域の健康情報の分析や医療費適正化を踏まえた情報提供を行うなど、健康づくりに役立つ情報を積極的に提供します。

(1) 感染症発生動向に関する情報の収集、解析、提供

感染症に関する情報を収集解析し、迅速かつ的確な解析結果を電子媒体を使用して、関係機関及び県民等に提供することによって感染症の流行の早期探知・拡大防止に努めます。

また、保健所等の行政機関や県内の教育機関などから寄せられる専門相談にも応じています。

○県内の感染症の発生状況等を迅速に情報発信するために、「感染症患者発生情報」及び「埼玉県病原体検出情報」

(SIASR : Saitama Infectious Agents Surveillance Report) を作成し各保健所から定点医療機関や市町村等に情報提供を行います。

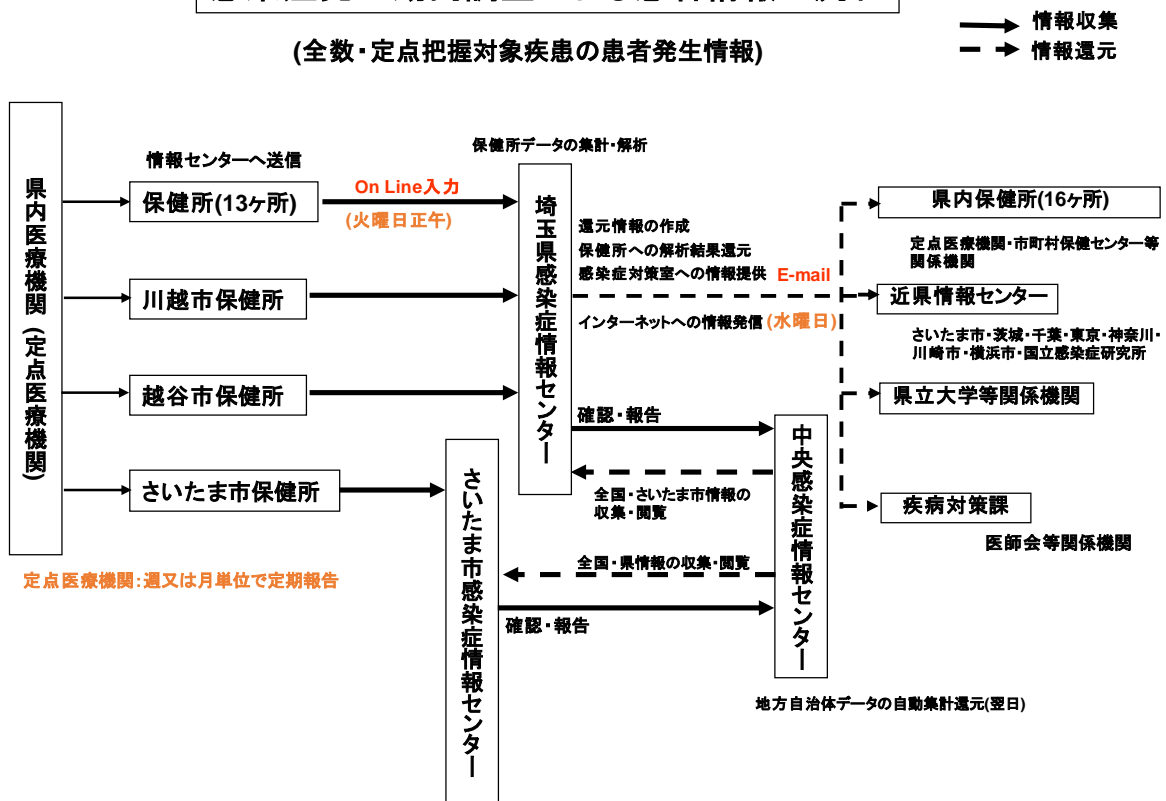
「感染症患者発生情報」 → 週報・月報・年報提供

「埼玉県病原体検出情報」 → 毎月提供

○緊急時は随時情報を提供します。

感染症発生動向調査による患者情報の流れ

(全数・定点把握対象疾患の患者発生情報)

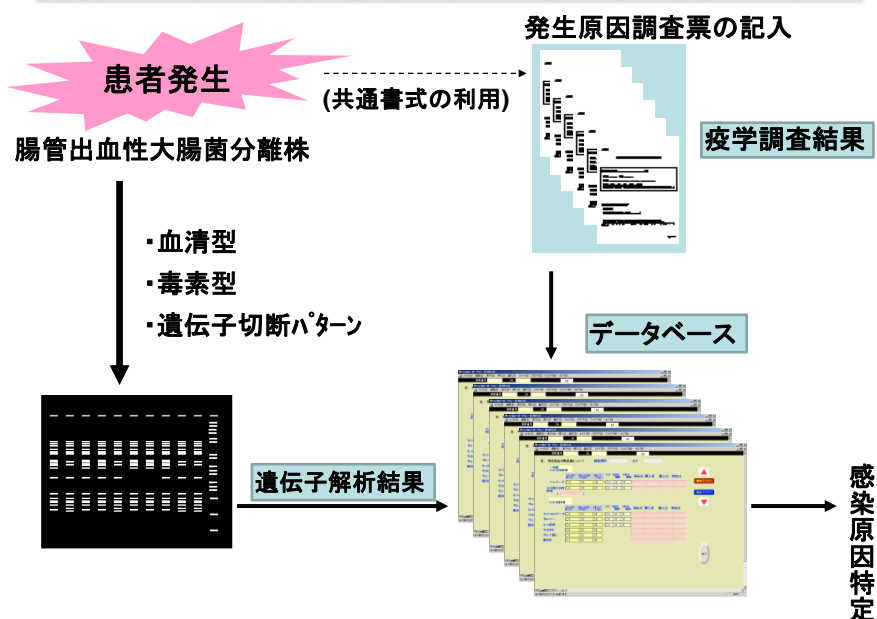


(2) 0157 等感染症に係る疫学的原因究明事業

患者発生時の疫学調査結果と腸管出血性大腸菌の遺伝子解析結果をもとにデータベースを作成し、患者発生時に集団発生の可能性について検証を行うとともに、保健所に対して疫学的調査の支援を行い、早期原因究明に努めます。

- 感染症発生時には随時情報の収集解析提供を実施
- 新たな遺伝子解析技術も導入
- 定期的には年6回程度の速報の提供及び経年データを踏まえた年間報告書の作成

腸管出血性大腸菌感染症発生時の原因調査の流れ



(3) 麻しん対策の推進

県庁との密接な連携の下、感染症情報センターとして、麻しん患者確定のための遺伝子検査、麻しん排除状態維持のため予防接種率向上の技術協力等の対策に取り組めます。

- 麻しん患者発生状況の迅速状況把握
- 麻しん患者の患者確定のための遺伝子検査の実施
- 資料提供及び助言等専門相談体制の整備
- 関係機関研修等に活用できる専門データ分析

(4) 予防接種状況の報告

予防接種法に基づく定期予防接種について、県内市町村を対象に接種状況を調査します。調査データから年齢別に基礎データを作成し、年齢階級別接種完了率等の情報を保健所及び市町村に年1回報告書を送付して予防接種対策の推進に寄与しま

す。

(5) 地域の健康情報の分析・提供

地域の健康情報の分析を行い、保健所・市町村の健康づくり事業を支援します。

○「埼玉県5か年計画—安心・成長・自立自尊の埼玉—」の中で、誰もが健康に暮らせる社会をつくるため、生涯を通じた健康の確保の施策指標である「健康寿命」等の指標を提供します。

○健康長寿計画・食育推進計画・歯科口腔保健推進計画の進捗状況を把握します。

○「国民健康・栄養調査」埼玉県データを集計・解析します。

○県が実施した健康に関わる調査について、データを衛生研究所で蓄積します。

○県内市町村が実施した特定健診・特定保健指導結果のデータを収集・解析して、必要な指標を提供します。

○県内市町村、保健所がパソコンを用いて簡単に地域の健康水準を把握できる「健康指標総合ソフト」を作成し、提供します。



(6) 保健所職員等を対象とした情報紙の発行

保健所職員等を対象に衛生研究所の検査や研究に関する情報紙「えいけんインフォメーション」を発行します。

(7) 国や他自治体の衛生研究所との公衆衛生情報ネットワーク強化

全国公衆衛生情報協議会理事会、地方衛生研究所全国協議会理事会・感染症対策部会・保健情報疫学部会や関東甲信静支部公衆衛生情報研究部会に参画し、国や他自治体の情報を迅速に入手するとともに、近隣衛生研究所の公衆衛生情報部門の交流を図り、専門的人材育成とネットワークづくりの強化を行います。

6 職員の資質向上

衛生研究所は、学会や研修受講を通じて職員の資質向上を図っていますが、さらに職員の専門性を育て向上させるための人材育成が課題となっています。このため、以下のとおり資質向上を図りながら、今後の人材育成に努めます。

(1) 国立保健医療科学院等への派遣

国立保健医療科学院等専門研修機関が実施する研修等に、積極的に職員を派遣します。

(2) 主な学会発表等予定

日本公衆衛生学会

衛生微生物技術協議会

全国衛生化学技術協議会

公衆衛生情報研究協議会

地方衛生研究所全国協議会

地方衛生研究所関東甲信静支部ウイルス研究部会

地方衛生研究所関東甲信静支部細菌研究部会

地方衛生研究所関東甲信静支部理化学研究部会

地方衛生研究所関東甲信静支部公衆衛生情報研究部会

日本食品衛生学会

日本食品化学学会

日本食品微生物学会

日本医学教育学会

日本ウイルス学会

日本臨床ウイルス学会

日本臨床微生物学会

日本結核病学会

日本薬学会

腸管出血性大腸菌感染症研究会

日本臨床寄生虫学会

日本性感染症学会

日本水環境学会

日本栄養改善学会

日本循環器病予防学会

日本衛生動物学会

全国水道研究会
感染症腸炎研究会
カンピロバクター研究会
全国薬事指導協議会
日本ペストロジー学会

(3) 所内報告会の開催

研修や研究の成果を所内で共有するため、報告会を開催します。

(4) 研究成果の発表

研究の成果を広く保健所、市町村職員等に普及するため、埼玉県健康福祉研究発表会において研究成果を発表します。

7 健康危機に対応する体制の構築

健康危機発生時に迅速に対応するため、衛生研究所内の危機管理体制を整えるとともに、関係機関との連携を図ります。

(1) 新たな感染症等検体の搬送体制の維持

県内でエボラ出血熱や鳥インフルエンザ等が発生した場合、国立感染症研究所へ検体を搬送するため、24時間365日対応の搬送体制を維持します。

(2) シミュレーション訓練の実施

県内で健康危機が発生した場合を想定して、健康被害事故発生時の対応マニュアルに基づき、シミュレーション訓練を行います。

(3) 県内政令市、中核市との連携

県内で大規模かつ広域的な健康危機が発生した場合、相互の検査に係る協力、連携を迅速に行うため、埼玉県、さいたま市、川越市、越谷市の4県市で協定を締結している。この協定に基づく協力体制を円滑に推進するため、連絡担当部門による連絡調整会議を実施します。また、合同研修会を開催します。

8 産学官連携及び県民に開かれた研究所

平成 26 年度から進めてきた大学、企業等との共同研究を継続して実施します。また、新たな連携のための情報交換を積極的に行うなど、地域貢献を進めていきます。

そのほか、県民のみなさまに衛生研究所の役割や業務を理解していただき、開かれた衛生研究所を実感できる広報の充実、機会の創出に努めます。

さらに、県民の疾病予防、健康の保持・増進のため、専門機関としてタイムリーかつ信頼のおける様々な健康に関する情報提供を行います。

(1) 産学官連携の取組み

大学、企業、研究機関、団体、国・市町村等と連携を図り、共同研究など地域における新たな貢献活動を積極的に進めます。

(2) ホームページの充実

衛生研究所のホームページを充実して県民に身近な健康情報を更新し、疾病予防、健康保持・増進に役立つ情報を提供します。

感染症情報のページは毎週 1 回更新するとともに、緊急時は随時情報提供を行います。

また、広報事業を積極的に PR し、身近な衛生研究所を目指します。

(3) 講演会・研修会・イベントの開催

県民に開かれた試験研究機関として、県民公開講座や夏休み親子科学教室の開催など、衛生研究所を周知する機会の創出に努めます。

(4) 見学の受入れ

県民広報展示室を活用し、所内見学を積極的に受け入れます。